

○蟹江町公共用地境界確認事務取扱要領

平成24年 3 月 30 日

要領第 5 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日要領第 2 号

(目的)

第 1 条 この要領は蟹江町所管の公共用地に係る、境界確認事務を適正かつ、円滑に運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(境界確認財産の範囲)

第 2 条 この要領で取り扱う公共用地とは、蟹江町長（以下「管理者」という。）が管理する次の各号に該当する町有地、県有地又は国有地をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川
- (3) 道路法の適用を受けない道路
- (4) 河川法の適用又は準用を受けない河川並びに溝きょ、水路、湖沼及びため池
- (5) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

(境界確認の申請)

第 3 条 境界確認協議書（様式第 1 号）の申請は管理者に 2 部提出するものとする。ただし、委任状がある場合は、正本のみの添付とする。

(申請者)

第 4 条 申請者は土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 法人が土地所有者の場合 代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は清算人又は管財人とする。
- (2) 共有地の場合 原則として共有者全員とする。ただし、共有者全員の委任を受け 1 名で申請することができる。
- (3) 土地所有者が死亡している場合 原則として相続人全員とする。ただし相続人の委任を受け 1 名で申請することができる。
- (4) 未成年者の場合 法定代理人（親権者又は後見人）とし、申請書に法

定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ法定代理人が併記捺印して申請するものとする。

- (5) 開発行為、工事施工又は公用廃止の申請で、土地所有者が多数の場合その施工者が土地所有者の委任を受け申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部を代行する場合は、その代行者が申請書に委任状（様式第2号）を添付のうえ事務を行うことができる。

（添付書類）

第5条 添付書類は次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写し
- (3) 登記簿謄本又は要約書
- (4) 関係土地所有者一覧表
- (5) 現況実測平面図
- (6) 現況断面図
- (7) 委任状
- (8) 境界確認に参考となる測量図等
- (9) その他管理者が必要と認める図書

（書類審査・受理）

第6条 管理者は、申請を受けたときは次の事項を審査し、境界確認を実施することが適当であると認めたときは、公共用地境界確認申請受付簿（様式第3号）に登録するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
- (2) 境界確認しようとする土地は、第2条に列記した公共用地であること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。
- (4) 申請地及び付近地についての確定の有無。

（事前調査）

第7条 管理者は申請地について必要に応じて次の事項を調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革

(2) 法務局備付地図（公図）の分筆、合筆等の経過

(3) 境界付近地の沿革が確認できる市町村、社寺、旧家等が所蔵する古図、換地図等

(4) 過去の立会記録、資料等

(申請に基づく立会等の通知)

第8条 管理者は、申請書を受理したときは、申請者に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を通知するものとする。

2 管理者は、同時に立会が必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人及びその他参考人等に対しては、申請者から立会依頼させることができる。ただし、申請人からの依頼では立会に応じない者がいる場合で管理者がその者の立会を必要と認めるときは、管理者自ら境界立会依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

(現地における境界確認)

第9条 管理者は立会にあたり、申請書に添付されている関係土地所有者一覧表（様式第5号）により立会者を確認するものとする。

2 管理者は、関係土地所有者一覧表による立会者が、立会を委任（様式第6号）した場合は、その受任者を確認して、原則として立会者全員をもって境界確認を行うものとする。

3 管理者は、境界確認作業に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報の提供を求めるものとする。

4 管理者は、現況実測平面図、公図写及び土地登記簿謄本又は要約書等、その他参考とすべき資料に基づいて境界確認を行うものとする。

(境界立会報告書の作成)

第10条 管理者は、境界確認の協議をした場合は、境界確認に立会した職員に境界立会報告書（様式第7号）及び必要な成果資料を作成させるものとする。

(境界立会報告書の審査及び確認)

第11条 管理者は、前条の境界立会報告書の内容を審査し、境界確認協議の決裁をするものとする。

(境界確認図書の作成)

第12条 管理者は、境界確認の協議がととのったときは申請者に次の境界確認図書を提出させるものとする。

- (1) 境界確定証明書交付申請書 1 部 (様式第10号)
 - (2) 境界確定図 2 部 (引照図及び断面図) (様式第 8 号)
 - (3) 利害関係人の境界立会承諾書 (様式第 9 号)
 - (4) 公図写
- (境界確認書の交付)

第13条 管理者は、前項の図書を受理したときは、内容を審査し申請者に境界確定証明書 (様式第15号) を交付するものとする。

(申請書の取下)

第14条 申請書の取り下げは、申請者から公共用地境界確認申請書取下願 (様式第11号) に理由を記して提出させるものとする。

(申請書の却下)

第15条 管理者は、次の場合公共用地境界確認申請書却下通知書 (様式第12号) により受理した申請書を却下することができる。

- (1) 申請者に提出を求めた書類が提出されず、催告するも、さらに60日以内に提出がない場合。
- (2) 申請者に第 8 条による現地立会の通知をするも、これに応じず、さらに60日以内に現地立ち会いに応じない場合。
- (3) 前号の催告は、催告通知書 (様式第13号) により申請者に通知するものとする。
- (4) 管理者は、前号及び第 1 項に定める通知が申請人に到達しない時は、告示をもって通知に変えるものとする。

(境界確認の不調通知)

第16条 管理者は、次の場合には公共用地境界確認不調通知書 (様式第14号) により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者と境界確認線について確認協議がととのわない場合。
- (2) 境界確認図書が第12条の境界確認の協議がととのった日から 3 ヶ月以内に提出されない場合。

(3) 申請する土地が訴訟又は紛争中の場合。ただし訴訟内容により境界確認をおこなっても支障のないものは、この限りではない。

(4) その他境界を確認することができない場合。

(登記の手續)

第17条 管理者は、境界確認の結果地図訂正及び地積更正の登記を必要と認めるときは、申請者に対し、その手続きを速やかに行うように指導するとともに地図訂正のものは訂正後の地図を提出させるものとする。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要領の施行以前に申請のあったものは、この要領の規定にかかわらず、従前の取扱による。

附 則 (令和3年要領第2号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。